

日本ワインサミット開催事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 日本ワインサミット開催事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 日本ワイン発祥の地であり、その生産量及びワイナリー数日本一を誇る山梨県において、本県のみならず、国内の主要生産地や各ワイナリーが集い、日本ワインの今後のあり方や方向性について議論する日本ワインサミットが開催される。同サミットの開催により、日本ワインの魅力を発信し、消費量及び生産量の拡大、品質向上並びにプレゼンス向上を図ることを目的とし、その開催に要する経費について、予算の範囲内で補助する。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者は、日本ワインサミットの開催及び円滑な運営を目的として組織される団体等（以下、「補助事業者」という。）とする。

(補助対象事業)

第4条 日本ワインサミット開催のために必要な事業（以下「補助事業」という。）とする。

(交付の対象となる経費及び補助率)

第5条 交付の対象となる経費は、補助事業者が行う補助事業に要する経費であって、別表に掲げるもののうち、知事が必要かつ適当と認めるものとする。

2 補助金の補助率は、別表のとおりとする。

3 補助事業者の責に帰することができない事情により、やむを得ず補助事業を中止するとし、第10条に基づく中止（廃止）承認の申請が行われた場合において、次の各号のいずれかに該当し、かつ、知事がやむを得ない事情があると認める範囲については、これを対象経費とする。

(1) 中止（廃止）承認の申請時点において、既に補助事業者が支出している経費（ただし、交付決定を受けていた対象経費に係るものに限る。）

(2) 補助事業の中止に伴い、中止（廃止）承認の申請時点において発生するキャンセル料等（ただし、交付決定を受けていた対象経費に係るものに限る。）

(3) その他知事が必要と認める経費

(補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書提出にあたり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の

うえ適当と認められるときは、速やかに交付の決定を行い、補助事業者に補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

なお、知事は必要に応じて、審査を行うために参考となる資料の提出を、補助事業者に求めることができる。

- 2 知事は、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- 3 知事は、前条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（補助事業の内容又は経費の配分の変更）

第9条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増減を伴わない場合はこの限りではない。

- 2 知事は、前項を承認する場合において、必要に応じ内容を変更し、又は条件を付すことができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

（補助事業遅延等の報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業遅延等報告書（様式第5号）により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（遂行状況報告）

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について知事が報告を求めたときは、補助事業遂行状況報告書（様式第6号）を提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告を受けたときは、報告書の内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、当該事業が完了した日又は廃止の承認を受けた日から起算して一箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の2月末日のいずれか早い期日までに実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたり、補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第14条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定内容(第9条に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書(様式第8号)により補助事業者へ通知するものとする。
- 2 知事は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い期日までとし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の概算払及び精算払の請求)

- 第15条 補助金は、補助事業完了後、実績報告書に基づき当該補助金額を確定し、交付するものとする。
- ただし、必要に応じて、概算払とすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額確定に伴う補助金返還)

- 第16条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10号により、速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

- 第17条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

(決定の取り消し)

- 第18条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると判明したときは、第7条による決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 申請書類又は実績報告等の内容に虚偽があることが判明したとき
- (2) 補助事業が当該支援対象期間中に完了しないことが判明したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (4) 公序良俗に反する行為があると認められるとき
- (5) 補助事業の実施に際し法令に違反したとき
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当と知事が認めるとき
- 2 前項の規定は、第14条の規定に基づき交付すべき補助金の額が確定した後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

- 第19条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業者に対して既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を請求することができる。

- 2 補助事業者は、前項に基づく返還を請求されたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項に基づく返還を請求され、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年1月8日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別 表

補助対象経費		補助率	軽微な変更
人件費	人件費（本事業のために雇用する者の経費等）	補助対象経費の10/10	<p>1 補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合</p> <p>2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増減を伴わない場合</p>
物件費	報償費（出演者（外部）への謝礼金等） 旅費（出張に係る経費、出演者旅費等） 需用費（消耗品費、印刷製本費等） 役務費（通信運搬費、手数料、保険料等） 使用料及び賃借料（会場借り上げ料、リース料等） 委託料（請負費、外部委託経費等）		
その他知事が補助事業実施に必要と認める経費			

※補助事業の実施に伴い収益が発生する場合は、補助事業に要する経費（補助対象経費）から当該収益相当額を除いた額で補助金額を算出すること。